

浅間火山耐久シリーズ車両規則

1)競技車両について

- ・競技車両は軽四輪自動車とし、660cc 以下で過給機装置(ターボチャージャー、スーパーチャージャー等)の装備されていない車両 ガソリンエンジンに限る
- ・ワンボックス、ハコバン、キャブトラック、ジープタイプの車両は使用不可
- ・オープンカー、キャンパストップの車両は使用不可
- ・駆動方式、ミッションは問わない。

2)安全装置

1ロールバー

- ・ロールバーのメインルーフが車両室内の中央にしっかりと固定されていること。
- ・ロールバーの寸法は最小寸法 $\phi 38\text{mm} \times 2,5\text{mm}$ (肉厚)または $\phi 40\text{mm} \times 2,0\text{mm}$ (肉薄)以上のスチール製(鉄製)のパイプを使用すること。
- ・肉厚確認用のホール(3mm)をメインルーフに開けその周囲を黄色でマーキングすること。
- ・取り付けはあて板をあてがい8mm 以上(4t 以上)のボルトを使用し、1箇所3本以上で車体にしっかりと取り付けること。
- ・ルーフより30mm 以上離れないこと。
- ・ロールバーの形式は4点取り付け以上とする。

2安全ベルト

- ・ワンタッチ式フルハーネスタイプとして4点式以上で確実に取り付けること。

3座席

- ・ドライバーズシートの変更は認める。ただし十分な強度を持ったものを確実に取り付けること。
- ・後部座席、助手席は取り外すこと。

4フロアマット

- ・取り外すこと

5内張り内装

- ・運転席ドア一部以外の取り外しは認める。

6ウインドシールド

- ・フロントガラス以外は強度あるアクリル板、ネット等への変更は認める。
- ・フロントガラスが破損した場合応急措置としてアクリル板を装着しての走行を認める。スタート時はノーマルガラス破損のないものとする。
- ・ドアガラスが破損した場合、強度あるネットを装着しての走行を認める。

7テーピング

- ・バッテリーの+端子およびブレーキオイル、パワステオイルのキャップはテーピングすること

8.牽引フック

- ・車両前後に十分な強度を持った牽引フックを取り付けること。既存のノーマルフックでも OK

3)外装

1ガード

- ・ガード類の取り付けは自由とする。ただし取り付けは確実にすること。

2マッドガート

- ・幅20cm 以上で地上より15cm 以上離れないよう後輪左右に対し確実に取り付けること。

3ライト

- ・取り外しは自由とする。ただし取り外した場合ウインカーの一体のものは代替えを取り付けること
- ・ライト類の材質がガラスのものは飛散防止のテーピングをすること。

4)シャーシ

1.ブレーキ

- ・ブレーキ及びサイドブレーキはノーマルとする。ただしパッド・シューの変更は認める
- ・ブレーキホースの変更は認める。(ステンレスメッシュホース等)

2.タイヤ・ホイール

- ・ホイールのインチは問わない。ただし車幅よりはみ出さず最大舵角時でも干渉しないこと。
- ・タイヤサイズ・種類は自由とする。ただしスパイクタイヤの使用は禁止
- ・タイヤは車幅よりはみ出さず、ショックアブソーバー最縮時最大舵角でも車体に接触しないこと。

3.ショックアブソーバー・スプリング

- ・変更は自由とする。ただし十分な強度は確保すること。

4.ステアリング

- ・自由とする。ただし十分な強度のあるもの。

5)エンジン

1.本体

- ・エンジン本体はノーマルであること。一般的なオーバーホールはみとめる。

2.スイッチ

- ・運転席及び車外から操作できる、すべての電気回路を遮断できるメインスイッチ(キルスイッチ)を装着することが望ましい。
- ・メインスイッチの車外操作部は、フロントシールドより前面でかつステアリングの逆位置に取り付けること。

3.キャブレター・インジェクション

- ・自由とする

4.エアクリナー

- ・自由とする。

5.サーモスタット

- ・自由とする。

6.ラジエター

- ・交換、取付位置は自由とする。ただし運転席とは仕切ること。

7.バッテリー

- ・交換、取付位置は自由とする。ただし運転席の場合は仕切るか安全ボックスを設けること。

8.マフラー

- ・フロントパイプも含め交換は認める。ただし騒音の激しくないものとし、確実に取り付けること。
- ・競技中脱落した場合はできる限り修復のこと。

6)その他

- ・車両形状の著しい変更は認めない。車幅、車長のサイズは変更してはならない。
- ・ボンネット・リアゲートの軽量化は認める。
- ・その他ボディーの軽量化は運転席の強度を落としてはいけない。
- ・上記定義以外の変更の場合安全確実であること、オフィシャルに申告しその旨説明できること。
- ・オフィシャルが危険とみなした場合修繕を命ずることもある。